土木工事（維持）特記仕様書（令和８年７月１日以降適用）

（土木工事共通仕様書の適用）

第１条　本工事は、「徳島県土木工事共通仕様書 令和６年７月」に基づき実施しなければならない。なお、「徳島県土木工事共通仕様書」に定めのないもので、機械工事の施工にあっては「機械工事共通仕様書（案）」（国土交通省大臣官房技術調査課施工企画室）、電気通信設備工事にあっては「電気通信設備工事共通仕様書」（国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室）に基づき実施しなければならない。

２　ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改定された最新のものとする。なお、工事途中で改定された場合はこの限りでない。

（土木工事共通仕様書に対する補足事項）

第２条　「徳島県土木工事共通仕様書 令和６年７月」に対する特記事項は、次のとおりとする。

（共通仕様書の読み替え）【変更】

「1-1-1-24　建設副産物」において、「建設副産物情報交換システム（以下「ＣＯＢＲＩＳ」という。）」とあるのは「コブリス・プラス」と読み替えるものとする。

（適用工事）【変更】

1-1-1-1　適用

1. 適用工事

徳島県土木工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、徳島県県土整備部が発注する河川工事、河川海岸工事、砂防工事、ダム工事、道路工事、港湾工事、港湾海岸工事、漁港、漁場及び漁港海岸工事、公園緑地工事、下水道工事、その他これらに類する工事（以下「工事」という。）に係る、工事請負契約書（頭書を含み以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

（工事着手）【変更】

1-1-1-11　工事着手

受注者は、設計図書に工事に着手すべき期日について定めがある場合を除き、特別の事情がない限り、工事開始日以降３０日以内に工事着手しなければならない。

（運搬業者の記載）【削除】

1-1-1-13　施工体制台帳及び施工体系図

4. 運搬業者の記載

受注者は、土砂等を運搬する大型自動車を配置するときは、運搬業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。

（現場代理人及び主任技術者等）【変更】

1-1-1-15　現場代理人及び主任技術者等

1. 選任通知

①現場代理人と受注者（共同企業体の場合は代表構成員）との直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できるもの。ただし、請負対象金額が 200 万円未満の 工事を除くものとするが、監督員が特に必要と認める場合には提示を求めることができるものとする。

②主任技術者または監理技術者と受注者（共同企業体の場合は各構成員）との直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できるもの。ただし、監理技術者資格者証で確認できる場合は、この限りでない。なお、入札参加資格として技術者の専任配置が求められた工事における主任技術者または監理技術者は、開札日（随意契約は見積書提出日）以前に受注者と３ヶ月以上の雇用関係がなければならない。

（現場代理人及び主任技術者等）【変更】

1-1-1-15　現場代理人及び主任技術者等

1.選任通知

（4）受注者は、選任通知書に次のものを添付しなければならない。

② 監理技術者を選任した場合（下請金額の総額が 5,000 万円以上）は、監理技術者資 格者証及び監理技術者講習修了履歴の写し

7.「現場代理人及び主任技術者等設置マニュアル」の適用

受注者は、上記 1～6 のほか、現場代理人及び主任技術者等に関する取扱い（通知方法、雇用関係、途中交代等）は、「現場代理人及び主任技術者等設置マニュアル」（以下「マニュアル」という。）によらなければならない。

ただし、本工事はマニュアルに明記されている兼務件数に含めないものとする。

（工事完成図書等の納品【受注者希望型】）【変更】

1-1-1-28　工事完成図書等の納品

2.電子納品

本工事は、電子納品の対象外とする。ただし、受注者が希望する場合は、監督員と協議のうえ、電子納品の対象とすることができる。

（事故報告書）【変更】

1-1-1-40　事故報告書

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡する。また、監督員が指示した場合及び建設工事事故データベースシステムの登録対象となる事故の場合、監督員が定めた期日までに、事故報告書を提出し、建設工事事故データベースシステムに、事故に関する情報を登録する。

（徳島県土木工事施工管理基準（案）に関する変更使用事項）

第３条　「徳島県土木工事施工管理基準（案）令和６年７月」に対する【変更】仕様事項は、次のとおりとする。

2.適用【変更】

この管理基準は、徳島県県土整備部が発注する土木工事について適用する。ただし、

設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件等により、この管理基準によりがたい場合、または、基準、規格値が定められていない工種については、監督員と協議の上、施工管理を行うものとする。

（工事成績評定の対象）

第４条　本工事は、工事成績評定要領の対象外工事とする。

（１日未満で完了する作業の積算）

第５条　「１日未満で完了する作業の積算」（以下「１日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。

２　受注者は、徳島県土木工事標準積算基準書Ⅰ-12-①-1～Ⅰ-12-①-6 に記載の施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、１日未満積算基準の適用について協議の発議を行うことができる。

３　同一作業員の作業が他工種・細別の作業と組合せで１日作業となる場合には、１日未満積算基準は適用しないものとする。

４　受注者は、協議にあたって、１日未満積算基準に該当することを示す書面その他協議に必要となる根拠資料（日報、実際の費用がわかる資料等）を監督員に提出すること。実際の費用がわかる資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、１日未満積算基準は適用しないものとする。

５　通年維持工事、災害復旧工事等で人工精算する場合、「時間的制約を受ける公共土木工事の積算」を適用して積算する場合等、１日未満積算基準以外の方法によることが

適当と判断される場合には、１日未満積算基準を適用しないものとする。

（熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行）

第６条　本工事は、日最高気温が 30℃以上の真夏日の日数に応じて現場管理費の補正を行う試行工事であり、別に定める「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領（以下「試行要領」という。）」を適用する。

２　施工箇所点在型の場合、点在する箇所毎に日最高気温が 30℃以上の真夏日の日数に応じて補正を行うことができるものとする。

３　夜間工事の場合、作業時間帯の最高気温が 30℃以上の真夏日を対象に補正を行うことができるものとする。

４　試行にあたり、気温の計測方法及び計測結果の報告方法について事前に監督員と協議を行うものとする。

なお、計測方法は最寄りの気象庁公表の気象観測所の気温（日最高気温 30℃以上対象）または環境省公表の観測地点の暑さ指数（WBGT）（日最高 WBGT25℃以上対象）を用いることとする。

熱中症対策に質する現場管理費の補正の試行要領 徳島県 HP https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009082402601

（現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）の対象工事）

第７条　本工事は、現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）の適用対象工事である。

２　受注者は、現場環境の改善を目的に、熱中症対策等を実施する場合は、「現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）計画書」を提出し、監督員と協議を行うことができる。なお、協議が整い、対策を実施した場合、「現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）に係る積算要領」に基づく設計変更の対象とする。

現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）に係る積算要領 徳島県 HP https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009082402601

（「猛暑期間における現場施工回避（早朝・夜間施工）」に係る試行）

第８条　本工事は、「猛暑期間における現場施工回避（早朝・夜間施工）」に係る試行工事であり、別に定める「「猛暑期間における現場施工回避（早朝・夜間施工）」に係る試行要領」を適用する。

２　猛暑期間における現場施工回避（早朝・夜間施工）の対象期間は、５月１日から１０月３１日までとする。

３　現場施工回避に係る期間又は時間は、実施前に受発注者間で協議により決定するものとし、協議により設定した期間又は時間は、工事打合せ簿により整理することとする。

また、受注者は、実施した場合は、工事打合せ簿により、実績を報告することとする。

４　現場施工回避（早朝・夜間施工）により工期の延長が必要となる場合には、監督員と協議を行うことができる。

５　現場施工回避（早朝・夜間施工）は承諾を前提とし、早朝・夜間施工に伴う労務単価等の割増しは行わないものとし、設計変更の対象としない。

「猛暑期間における現場施工回避（早朝・夜間施工）」に係る試行要領 徳島県 HP https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7312229/

（資材価格高騰に対する特例措置）

第９条　本工事は、資材価格高騰に対する特例措置の対象工事である。

２　本工事は、当初契約締結後において、設計単価の適用年月を、積算月から契約月へ変更するものとする。

（仮設トイレの洋式化）

第１０条　受注者は、本工事において仮設トイレの洋式化を希望する場合は、次の URL にある「建設現場における仮設トイレの運用指針（案）」を適用することができる。

建設現場における仮設トイレの運用指針（案） 徳島県 HP https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7241684/

（建設現場の遠隔臨場に関する試行工事【受注者希望型】）

第１１条　受注者は、本工事において遠隔臨場の実施を希望する場合は、監督員と協議のうえ、「建設現場の遠隔臨場の試行工事（受注者希望型）」とすることができる。

２　試行工事とする場合は、次の URL にある「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領」を適用することとする。

建設現場の遠隔臨場に関する試行要領 徳島県 HP　https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7216187/

（週休２日の対応）

第１２条　本工事は、「週休２日確保工事等実施要領（以下「実施要領」という。）」に基づく「週休２日確保工事」及び「週休２日交替制工事」の対象外工事である。

ただし、実施要領第２条（１）イ①に規定する「通期の週休２日」は実施するものとし、工事完了時に週休２日の達成状況が確認できる書類を提出するものとする。

（交通誘導警備員の確保に関する間接費の実績変更の対象工事）

第１３条　本工事は、交通誘導警備員（以下「警備員」という。）の確保に関する間接費の実績変更の対象工事であり、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象間接費」という。）については、契約締結後、警備員確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準又は港湾積算基準（以下「積算基準」という。）に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて変更契約を行うことができるものとする。

営　繕　費:警備員送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費:募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

２　本工事の予定価格の算出の基礎とした設計額においては、積算基準に基づき算出した額における実績変更対象間接費の割合は、次のとおりである。

１）共通仮設費（率分）に占める実績変更対象間接費（労働者送迎費、宿泊費、借上費）の割合：11.25%

２）現場管理費に占める実績変更対象間接費（募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用）の割合：1.27%

３　受注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえ、設計変更を希望する場合は、実績変更対象間接費に係る費用の内訳を記載した「交通誘導警備員の確保に係る実績報告書」及び実績報告書に記載した内容の内訳書を提出し、設計変更の内容について協議を行うこと。

なお、監督員から請求があった場合は、実績が確認できる資料（領収書の写し等）を提示すること。

４　受注者の責めによる工程の遅れ等、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。

５　発注者は、最終精算変更時点に実績変更対象間接費の支出実績を踏まえ、設計変更する場合、受注者から提出された「交通誘導警備員の確保に係る実績報告書」で確認した費用から、積算基準に基づき算出した額における実績変更対象間接費を差し引いた費用を、共通仮設費（営繕費）に加算して算出する。

なお、加算額については、間接費の率計算の対象外とする。

6　受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び入札参加資格制限等の措置を行う場合がある。

7　受注者は、実績変更対象間接費にかかる設計変更について疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。